

運行管理者資格者証再交付（訂正）申請について

1. 申請書類等

○再交付の場合

① 運行管理者資格者証**再交付**申請書

必要事項を記入し、「訂正」を二重線で消してください。

収入印紙 270 円分を貼付してください。

270 円を超える印紙をご利用の場合は、余白部に「過納承認」とご記入ください
(差額の返金はできません)。

② ご本人確認書類

申請者の氏名・生年月日・住所が確認できるご本人確認書類をご用意ください。個人番号カード（マイナンバーカード）や運転免許証の写し、個人番号が記載されていない住民票の写しなど**公的機関が発行した身分証明書**の写しをご提出ください。

③ 顔末書

印鑑は必要ありません。

○訂正の場合

① 運行管理者資格者証**訂正**申請書

必要事項をご記入し、「再交付」を二重線で消してください。

申請は**無料**です。

② ご本人確認書類

公的機関が発行した**新旧のお名前が確認できる身分証明書**をご用意ください。

③ 運行管理者資格者証

2. 申請方法

- ・上記申請書類を**交付を受けた**運輸支局検査・整備・保安部門へ申請してください。
- ・郵送による申請については各運輸支局にご相談ください。
- ・資格者証の交付を郵送により受ける場合は、**A4サイズが入る返信用封筒**又は**レターパック**をご準備ください。郵便番号、返信先住所、氏名、受験番号、合格者氏名を明記し、返信用切手を貼付したもの。（レターパックの場合は、切手は不要です。）
簡易書留の場合：530円分（普通郵便を希望される場合：180円分）

※令和6年10月1日現在

※注意事項：ご自身が交付を受けた運輸支局・兵庫陸運部への申請となります。

- ① 資格者証の交付には申請から 1 ヶ月程度かかることがあります。
- ② 申請後 1 ヶ月を経過しても資格者証が到着しない場合は、申請された支局にお問い合わせください。（返信用封筒をご用意された方）
- ③ 再交付の時は資格者証の交付日が更新（変更）されます。再交付前に有していた資格者証の交付日が必要な方は、別途「証明願（証明願記載例参照）」の申請が必要です。
「証明願」様式については、ご自身が資格者証を受けた各運輸支局・兵庫陸運部の窓口またはホームページより入手ください。

○申請・お問い合わせ先

大阪運輸支局（近大○○第○○○号）

〒572-0846 寝屋川市高宮栄町12-1

TEL：072-822-4374

京都運輸支局（近京○○第○○○号）

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町37

TEL：075-681-9764

兵庫陸運部（近兵○○第○○○号）

〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34

TEL：078-453-1103

奈良運輸支局（近奈○○第○○○号）

〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-2

TEL：0743-59-2153

滋賀運輸支局（近滋○○第○○○号）

〒524-0104 守山市木浜町2298-5

TEL：077-585-7252

和歌山運輸支局（近和○○第○○○号）

〒640-8404 和歌山市湊1106-4

TEL：073-422-2153